

地震防災対策基準

令和6年 10月 1日

牛深～蔵之元航路
(九州 2051)

三和商船株式会社

地震防災対策基準目次

三和商船株式会社

第1章	総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	防災体制及び情報伝達・・・・・・・・
第3章	点検及び整備・・・・・・・・
第4章	旅客船の運航中止及び避難等・・・・・・・・
第5章	教育、訓練及び広報・・・・・・・・

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程第3条に基づき、地震が発生した場合又は、津波警報等が発せられた場合に実施する措置並びに地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定め、地震防災対策を迅速かつ的確に実施し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを目的とする。

(地震防災対策実施上の基本方針)

第2条 地震防災対策は、次に掲げる基本方針のもとに、原則として次章以下に定めるところにより実施するものとし、これによるところが不適當な不測の事態が生じた場合には、事態に即応した最善の措置をとるものとする。

- (1) 人命の安全確保を最優先とする。
- (2) 関係機関と相互に密接な連携をとりつつ全力をあげて対処する。

(適 用)

第3条 この基準は、当社が営む航路のうち次の航路に適用する。

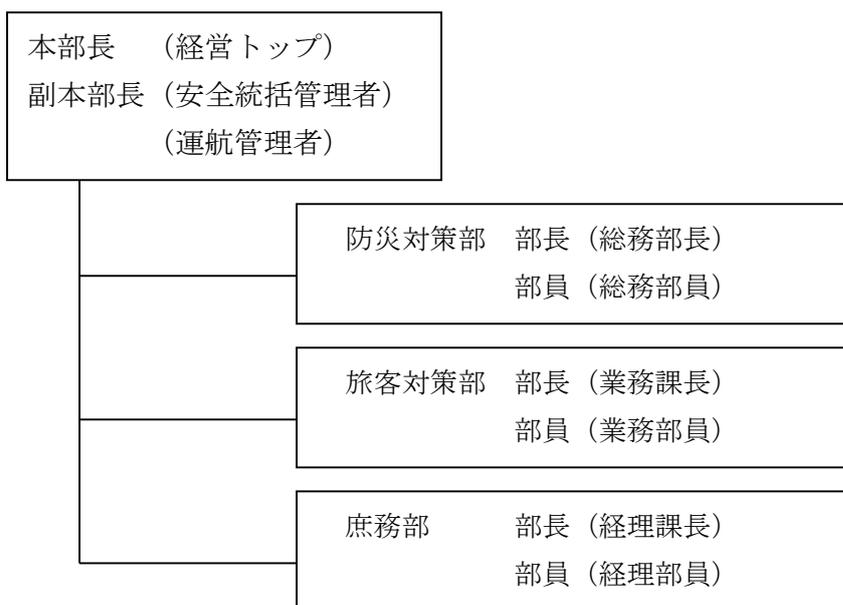
《牛 深 ～ 蔵之元 航路》

第2章 防災体制及び情報伝達

(地震防災対策組織の設置)

第4条 地震が発生した場合（小さな揺れで、運航等に支障がないと判断できる場合を除く）又は津波警報等が発せられ場合（以下「地震発生時等の場合」という）には、地震防災対策組織（以下「対策組織」という）を設置するものとし、その組織及び編成を別図のとおりとする。

別図（本社）地震防災対策組織編成表



(職務及び権限の委任)

第5条 対策組織の要員の職務は、次の表のとおりとする。

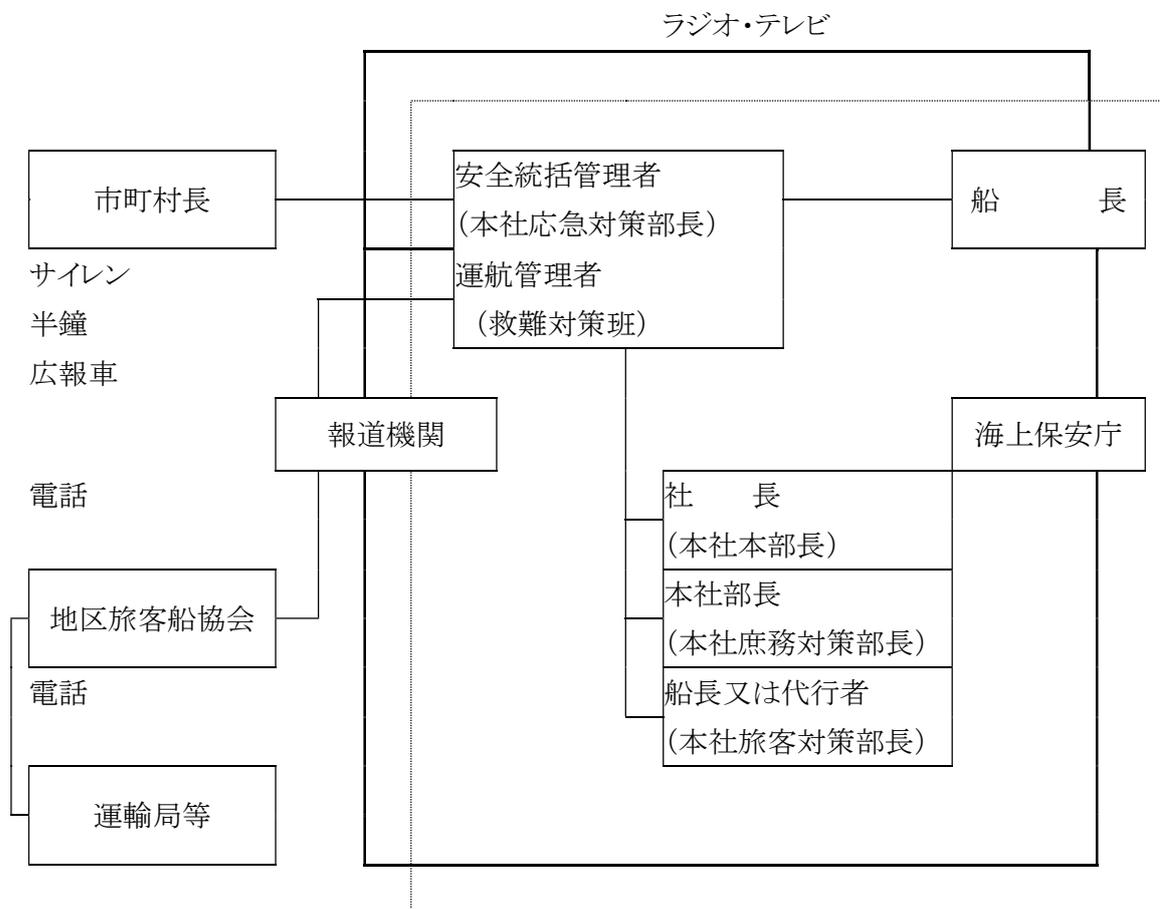
(1) 本社地震防災対策本部員の職務

職名	職務
本部長	本部長は、地震防災応急対策の実施方針を定め、その全般を統括し、本部員を指揮・監督する。
副本部長	副本部長は、本部長を補佐し、各部の業務の調整を図る。
本部長付	本部長付は、本部長の諮問に応じ地震防災応急対策の実施方針の策定に参画するとともに本部長の特命事項の処理及び本社、代理店等での対策実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。
防災対策部長	<ol style="list-style-type: none">1 警戒宣言、地震予知情報等の収集、整理及び伝達を行う。2 使用港湾（運航中止後の非難予定先の港湾及び海域を含む。）における交通規制、港湾施設の使用制限、市町村長等による避難の指示等の状況を調査する。3 船長との連絡を確保し、運航中止、非難等に関し船長との協議にあたりとともに、船長に対する支援を行う。
旅客対策部長	<ol style="list-style-type: none">1 乗船待合所の旅客に対し、警戒宣言、地震予知情報等に関する情報を伝達、周知するとともに、今後の運航予定を説明する。2 市町村長の避難の指示又は勧告がなされた場合には、旅客に対しこれを伝達及び周知するとともに、円滑な非難がなされるよう措置する。3 その他旅客の応急救護等その安全を確保し、混乱を防止する措置を講ずる。
庶務対策部長	<ol style="list-style-type: none">1 地震防災応急対策に必要な資機材等の整備、点検及び手配を行う。2 社屋その他の使用施設の防災措置を行う。
各部員	各部員は、所属部長の命を受け、地震防災応急対策を実施する。

- 2 警戒本部の要員は、警戒宣言が発せられたことを知った場合には、ラジオ又はテレビによりこれを確認するとともに、速やかに本社に集合するものとする。
- 3 本社本部長が不在又は連絡不能であってその職務を遂行できない場合には、第4条の「地震災害警戒本部編成表」に明示する権限委任の順位に従い、業務に従事することができる者のうち、上位者が、その職務を代行する。

(情報の伝達経路)

第6条 地震等に関連する情報の伝達経路は、次の表のとおりとする。



- 2 運航管理者（本社の防災対策部長）と船長の連絡は携帯電話又は、無線電話により行う。

(旅客に対する情報の伝達)

第7条 本社の旅客対策部長は、地震等に関する情報を乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し、速やかに伝達し周知する。

- 2 地震等に関する情報の伝達にあつては、次の事項に留意し、旅客の混乱を招かないよう配慮する。
 - (1) ラジオ又はテレビ等により情報を確認し正確を期するとともに、旅客が直接ラジオ又はテレビ等を視聴できるよう考慮する。
 - (2) 船舶の運航方針等をあわせ伝達する。
 - (3) 市町村長等から居住者等に対する避難の指示又は勧告が出ている場合には、避難場所、避難経路その他非難の要領を教示する。
 - (4) 非常の場合の避難要領、救命胴衣の格納場所及び着用方法を周知、徹底する。

第3章 点検及び整備

(平常時の点検及び整備)

第8条 運航管理者及び船長は、あらかじめ起終点及びその周辺の海域並びに第11条に定める避難予定海域及び非難予定港湾につき、事前に把握しうる津波に関する情報、港湾施設の状況を収集し、船内その他の必要な場所に備え付け常に使用可能な状態に整備しておくものとする。

(津波警報等発令時の点検及び整備)

第9条 船長は、津波警報等が発せられたことを知った場合には、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕があり、かつ、避難に要する時間を十分確保できる場合には、船体、機関、救命、消防設備等の点検を行い、特に船内移動物の固縛及び危険物の保管に万全を期するものとする。

第4章 旅客船の運航中止及び避難等

(運航中止)

第10条 地震発生時等の場合は、原則として直ちに運航を中止する。ただし、地震等の影響を受けるおそれのない安全な港へ向けて航行中若しくは直ちに安全な港へ向けて出港しようとしている場合はこの限りではない。

(運航中止後の船舶の避難及び保安)

第11条 第10条の規程に従い運航を中止した時点において、着舷中の場合は安全を確認し、旅客の取扱い乗下船の必要性等を判断したうえで、下記(1)から(2)のいずれか、また航行中の場合は直ちに、下記(1)または(3)のいずれかにより避難及び保安措置を講ずる。

- (1) 概ね八代海沖合の他船の交通の妨げとならず、かつ、津波による被害のおそれのない広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊のうえ所要の保安措置を講ずる。
- (2) 牛深港沖合いへ避難する。又、係留を継続する場合には、係留索の増取り、錨の投入等係留を強化するなど十分な保安措置を講ずるものとする。
- (3) 強化地域内の港であって、次の全ての事項が確認でくる港へ避難する。この場合にあつては、状況変化に対応しいつでも移動、避難できるよう、航海要員を配置し、機関用意をしておくものとする。

イ 地震予知情報により津波のおそれがないとされていること。

ロ 海上保安庁による交通規制(入港の制限又は勧告)がされていないこと。

ハ 港湾管理者による港湾施設の使用制限がなされていないこと。

ニ 市町村長等による住居者等に対する避難の指示又は勧告がなされていないこと。

(運航中止後の旅客の取扱い)

第 12 条 運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させた場合又は乗船させない場合であって、当該港について市町村長等の居住者等に対する非難の指示又は勧告がなされている等旅客の避難が必要とされるときは、別紙に定めるところによる。

(避難先等の通報)

第 13 条 船長は、第 11 条により避難した場合には、速やかに防災対策本部長に対し、避難位置、避難後の状況等を通報するとともに、以後の連絡を密にするものとする。また、防災対策部長は、これを運輸局等その他の関係機関へ別表「防災対策実施状況通報機関一覧表」により通報するものとする。

(避難時の留意事項)

第 14 条 第 11 条による避難を行う場合には、次の事項に留意し、万全の保安措置を講ずるものとする。

- (1) 他の避難船等も多く、混雑が予想されるので衝突等を避けるため、操船には慎重を期すること。
- (2) 狭い水道や港口付近を航行中津波が来襲すると圧流による編位や舵効の変更のため乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底、機関用意、錨用意等十分な保安措置を講ずること。
- (3) 錨泊中津波が来襲すると振周りや走錨による他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので錨鎖の伸長、第二錨鎖の使用、機関用意等の措置をとること。

(運航の再開)

第 15 条 第 10 条により運航を中止した旅客船は、次のいずれかの場合には運航を再開する。

- (1) 警戒解除宣言が発せられた場合
- (2) 地震発生後、使用港湾につき安全が確認される等運航再開に支障がないと認められた場合

(地震発生後の旅客の下船)

第 16 条 第 11 条により旅客を乗船させたまま海上へ避難した場合であって、地震が発生し、津波が去った後、第 15 条 (2) による確認ができず、短時間で運航を再開する見込みがない場合には、港湾施設の損傷状況、水深等を慎重に確認し、安全な港へ入港し旅客を下船させる等の措置を講ずるものとする。この場合において、津波は、必ずしも第 1 波が最大振幅をもって来襲するとは限らないということに留意するものとする。

(発災後の措置)

第 17 条 現に地震が発生し、旅客、乗組員、旅客船等に被害が生じたときは、事故処理基準の定めるところにより措置するものとする。

第5章 教育、訓練及び広報

(地震防災に関する教育及び訓練)

第18条 運航管理者は、当社単独に又は関係機関若しくは関係事業者と共同して地震防災に関する教育及び訓練を計画的に実施するものとする。

(地震防災に関する広報)

第19条 総務部長は、警戒宣言が発せられた場合の運航及び避難に関する計画、下船した旅客の避難場所、避難経路等を示す図面等をあらかじめ乗船待合所の掲示しておくとともに、これらを記載したパンフレットを船内その他の場所に備え付けておくものとする。

応急対策実施状況通報一覧表

災害時優先電話 江崎汽船・三和商船 TEL 0969(73)2103
災害時優先FAX 本社 FAX 0969(73)2104

機 関 名	通 報 部 署	連 絡 先
牛深地区保安官署	天草海上保安署	電話 0969(73)4999 FAX 0969(73)3218
警 察	牛深警察署	電話 0969(73)2110
消 防	天草広域連合南消防署	電話 0969(73)2519 FAX 0969(73)4442
市 役 所	天草市牛深支所総務課	電話 0969(73)2111 FAX 0969(73)2642
運 輸 局	九州運輸局 熊本運輸支局 (三角)	電話 0964(52)2069 携帯 090-7581-7041 FAX 0964(52)2033

地震災害警戒本部編成表

本社 災害時

権限委任順位	職 名	役 職
1	本 部 長	代表取締役 社 長 経営トップ
2	副本部長	安全統括 管理者
3		運航管理者
4	防災対策部長 部 員	総務部長
5		総務部員
6	旅客対策部長 部 員	業務課長
7		業務部員
8	庶務部部長 部 員	経理課長
9		経理部員